

農業振興地域整備計画の変更（農振除外）の事前協議について

小城市では、農業振興地域整備計画の変更（農振除外）を申請される場合は、本申請を行う前に、「事前の協議」が必要です。

（事前協議について）

「別紙 小城市農業振興地域整備計画変更に伴う事前協議書」を作成、事前協議をお願いします。

- ・申請者氏名等の必要事項の記載、押印の上、ご提出ください。
- ・農業委員会事務局、各土地改良区等の関係機関に事前協議書の①から⑤の事項についてご確認ください。
- ・事前協議書には位置図、字図（写し）、登記簿（写し）、土地利用計画図を添付してください。

※事前協議書の様式については、小城市ホームページでダウンロードできます。

なお、小城市農林水産課窓口でも、紙媒体でお渡しできます。

（提出期限）

事前協議書の提出については、本申請の締め切りである毎年1月末、7月末の2か月前までに提出してください。

- ・1月末に本申請提出の場合 → **11月末までに提出**
- ・7月末に本申請提出の場合 → **5月末までに提出**

注意！！）事前協議書を提出いただいたとしても必ず農業振興地域整備計画の変更（農振除外）ができるとは限らないことをご承知ください。

【関係機関窓口】

